

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年11月12日~22年3月29日
評価調査者番号	①H17-a007 ②H19-b002 ③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：浜松市立神田原保育園 (施設名)	種別：保育園
代表者氏名：飯田 圭子 (管理者)	開設年月日 昭和28年11月28日
設置主体：浜松市 経営主体：浜松市	定員 110人 (利用人数) 89人
所在地：〒432-8001 静岡県浜松市西区西山町2150-2	
連絡先電話番号： 053-485-8550	FAX番号 053-485-8550
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事	
・一時保育 ・障害児保育 ・延長保育	入園・進級式、親子遠足、プール開き、七夕会、歯科教室、夏遊び会、防災訓練、運動会、なかよし発表会、クリスマス会、交通指導、豆まき会、お別れ会、卒園式	
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要	
・保育室 ・調乳室 ・教材室 ・医務室 ・調理室	・事務室 ・洗濯室 ・砂場 ・滑り台 ・ブランコ ・ジャングルジム ・太鼓橋 ・プール ・登り棒	

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	3時間パート	1
主任保育士	1		
保育士	16		
調理員	3		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・昭和28年に開設された伝統のある保育園で場所も自然環境が豊かに残る地域にあり、自衛隊が近くにあるものの防音対策もしっかり施されているため保育に支障はありません。建物は平成元年に大規模修繕がなされ、以後清掃が行き届いているため古さを感じさせません。
- ・子ども一人ひとりの指導計画に基づき発達状況に応じた保育に心掛けています。また、サービス提供、感染症防止、衛生管理、防災、事故防止、不審者侵入防止等の各マニュアルが職員に周知され、各クラスや給食室にファイルとして備え付け、職員で情報を共有化しようと努めています。
- ・職員の研修は職種別に研修内容が明示され、園長をはじめ保育士や調理士が積極的に参加し質の向上に努めています。
- ・航空自衛隊浜松基地との関係から園舎の改築や修繕等に制約がある中で、子どもたちの保育環境を向上させるために創意工夫して取り組んでいる姿が窺えます。（牛乳パックを活用した上履き入れ、乳児の沐浴場など）
- ・生き物や本、おもちゃなどがしっかり整理整頓できています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・園の状況報告書や保護者の話から地域のニーズはある程度把握していますが、経営を分析して課題を見つけることやコスト管理に対する取り組みが求められます。
- ・保護者の意向はアンケート調査を実施し把握しようと努めていますが行事に関することが多く、子育てニーズをより把握するための定期的なアンケート調査への取り組みが求められます。
- ・苦情の申出がこれまで1件もないということですが、苦情がないことが必ずしも良いことではなく、マニュアルがあっても仕組みとして機能していないかもしれません。苦情によってよりよい保育園経営や環境づくりにつながる面もあることから、検証が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価事業を受審するにあたり、全職員でこれまでの保育の見直しやマニュアルの読み合わせ確認・整備、また再検討などに取り組むことができました。話し合いの時間を持つ工夫に苦労しましたが、話し合いを重ねること自体が保育の質の向上につながっていると実感しました。また、自己評価をすることで改めて日々の保育を支えている周りの事柄を把握することができました。良い勉強の機会をいただき、感謝しています。

評価結果を真摯に受け止め「より自信を持ってすすめてゆくこと」これから「学ぶべきこと」「考えてゆくこと」などが見えてきました。今後の課題については、より良い保育に取り組んでいくための糧としたいと思います。職員間で話し合いを深め、地域からも保護者からも愛され、子どもが居心地良くゆったりと過ごせる保育園を目指して職員一同、取り組んでいきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> * 理念や基本方針が定められ、地域社会との連携や子どもの育成等について、パンフレットやホームページに記載されている。 * 理念や基本方針について入園時にパンフレットを配布し保護者に周知しているが、外国人の父親についてわかりやすく説明する取り組みが十分ではない。
2 計画の策定 3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> * 中・長期計画については平成21年度の取り組みとして、理念の改定及び土曜研修や全クラスの懇談会実施が策定されている。また、今後3年～5年後の取り組みとして特別事業を充実させ地域の拠点になる、保育士の意識改革として研修を充実させる、あるいは改築・新築・修繕等を検討するなどのハード面も計画されている。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者の役割と責任は職務分掌に明示され、職員の質の向上への取り組みは、クラス編成や安全について意見を聞き、感染症について説明するなど指導力を発揮している。 * 遵守すべき法令の研修等には積極的に参加し、業務と関連する必要な法令が明示されている。 * 人員配置の取り組みは行っているが、経営や業務の効率化、改善に関する取り組みが十分ではない。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> * 一時保育や延長保育等は実施しているが、近隣の新築した保育園の影響を受け希望が減少している以上児に対する取り組みが十分ではない。 * 園の状況報告書や保護者の送迎時の話からある程度のニーズは把握しているが、経営を分析したり課題を見つけたりする取り組みが十分ではない。 * 外部による監査は実施していない。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> * 職種別に職務分担が明確にされた業務分担表を、職員に配布し周知されている。 * 階層別の研修体系にて職員個々に求められる職員像と研修内容が明示されているが、研修計画に対する評価・見直しの取り組みが十分ではない。 * 実習生受け入れマニュアルが整備され計画的に学べるプログラムがあり、実習生も受け入れている。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> * 事故防止や感染症防止、衛生管理、食中毒等の各種マニュアルが整備され、定期的な見直しが行われている。 * 年齢別の事故例の明示やハザードマップを掲示し、ヒヤリ・ハットや事故についての事例も収集しているが、発生した事故の要因分析や対応策の検討が十分ではない。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> * 夏まつり等行事での交流や幼稚園・保育園・小学校との連絡会には参加しているが、地域に保育についての専門的な講習会や研修会を提供する取り組みが十分ではない。

	*近隣の保健所や小学校と具体的な事例検討を行い関係機関もリスト化するなど、必要な社会資源を明確にしている。虐待についても児童相談所に通報する対応方法が定められている。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	*子ども一人ひとりの指導計画に基づき、発達状況に応じた保育を心掛けている。サービス提供については各マニュアルをクラスに備え付け、職員が共通の理解をするよう努めている。 *保護者の意向を把握するための取り組みとして、懇談会でアンケート調査を実施し問題点は把握しているが、改善に向けた取り組みが十分ではない。 *テーブルにランチョマットや小さな花を置いたりして食事を楽しむ工夫がされている。また、沐浴時のすべり止めの工夫やトイレ用洗剤を別の場所で保管する等、安全面にも配慮している。
2 サービスの質の確保	*園の理念と基本方針に基づき、園児一人一人に対し、個別指導計画を立て、常に見直しを行いより良い保育に努めている。 *保育室には季節を感じさせる飾り付け、廊下やトイレ等にも殺風景にならないように動物の絵やぬいぐるみなどの飾り付けがなされている。 *自然に親しむよう園庭に畠を作り、食育と関連付けたり、金魚槽を玄関先に置き飼育を園児が楽しんで行えるよう配慮している。 *保育室に絵本コーナーが設けられ、毎日読み聞かせも行われている。また、家庭での読み聞かせを促すために週1回保護者に絵本の貸し出しも行っている。
3 サービスの開始、継続	*ホームページの更新を月1回行っている。 *園のある地域への情報提供ツールとして園便り「すくすく」を年2回発行し、自治会回覧を行っている。
4 サービス実施計画の策定	*子どもの身体状況や生活状況を児童生活票や入園までの生活状況票、健康の記録などにより把握し、サービス提供マニュアルの手順に従い個別指導計画を作成するとともに、毎月見直しの際に評価反省を行っている。 *アレルギー対応マニュアルがあり、入園時にアレルギー有無の把握を行い、その後、かかりつけ医・保護者・保育園三者が連携して対応している。アレルギー児対応一覧表を作成し、献立表を基に保護者と一緒にチェックし、それを調理員・担任・主任で確認し対応している。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行なっている。	B
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
	② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
	⑤ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
	⑥ 発生した事故を把握している。	A
	⑦ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
	⑧ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
	⑨ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通的理解をもつための取り組みを行なっている。	A
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	B
	② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	B
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
	⑥ 汗浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
III-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共に理解を得るために機会を設けている。	A

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかかわるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
III-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
III-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
III-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
III-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A

	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
	⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	⑦ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
	⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
	⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	A